

## 天神山自治会慶弔規程

(目的)

第1条 天神山自治会における慶弔金の支給については、この規程による。

(別表)

第2条 慶弔金の支給は別表のとおりとする。

(その他)

第3条 上記の規程により難しい場合は、運営委員会の協議により決定する。

附 則

(ア) この規程の改廃は、運営委員会で決定する。

(イ) この規程は、平成22年4月1日より施行する。

(別表)

種 類	摘 要	金 額	備 考
(1) 祝い金	他団体が行う記念行事等に招待された場合のご祝儀		会費の実費相当額
(2) 見舞金	自治会主催行事において怪我または事故に遭われた場合	5,000円	通院の場合
		10,000円	入院の場合
(3) 弔慰金	三役及び公民館長を経験した関係者が死亡した場合。	5,000円	
	その他、会長が必要と認めた場合	3,000円	